



## 長寿医療制度についての質問にお答えします！



鳥取県後期高齢者医療広域連合から高額療養費の支給申請についてのお知らせが届きました。高額療養費とはどのような時に支給され、手続きはどのようにすればいいのでしょうか？



高額療養費とは、1ヶ月の医療費（食事代等は除きます）が、自己負担限度額（下表）を超えたとき、申請をして認められると支給されるものです。

自己負担限度額（月額）

所得の区分	外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は、44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円

このように1ヶ月の医療費が高額となって支給対象となりましたら、申請書類が鳥取県後期高齢者医療広域連合から届きます。申請書に、必要事項を記入し、申請することにより、申請した月の翌月末には、指定の口座に振込されます。

なお、申請手続きを一度されますと、口座等の変更がない限り手続きの必要はなく、高額療養費に該当された場合には支給させていただきます。

申請場所.....住民生活課 住民係

持参するもの.....同封の申請書、被保険者証、印鑑、通帳（または口座番号等わかるもの） 領収書等は、必要ありません。

問い合わせ先

住民生活課 住民係  
鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎73 - 1415

☎(0858)32 - 1097

## 国民年金講座

## ～あれこれ年金制度～

何と言っても  
国民年金が  
基礎ですネ



公的年金とは、国が管理・運営している年金のことです。「年をとったとき」「障害の状態になったとき」「死亡したとき」などに、国が年金を支給し、本人または家族の生活を守ることを目的とした社会保障です。

公的年金は、国民年金・厚生年金保険・各共済組合の3つのグループに分かれており、国民年金は全ての人を加入対象とし、全国民共通の基礎年金を支給しています。また、厚生年金保険や各共済組合は、会社員や公務員等を加入対象とし、給与に比例した年金を基礎年金に上乗せする形で支給するものです。

会社員は、「厚生年金保険」、公務員・教職員は「それぞれの共済組合」に加入することになります。それと同時に国民年金の第2号被保険者にもなっています。厚生年金保険加入者の中には、「厚生年金保険に加入しているから関係ない」と思っている方も多いようですが、国民年金には、全国民が共通して加入しています。

【被保険者（加入者）の種類と保険料】

職業等	加入制度と保険料	
	加入制度	保険料
自営業者、農業者、学生等 (20歳以上60歳未満で下記以外の人)	国民年金【第1号被保険者】	国民年金基金等 月額14,410円 (H20年度)
被用者	会社員 (厚生年金適用事務所に雇用されている人)	国民年金【第2号被保険者】 + 厚生年金 年収の14.996% 労使で折半。本人負担は年収の7.498%
	公務員 私立学校教職員	国民年金【第2号被保険者】 + 共済年金 加入している共済制度により異なります。詳細は各共済年金へ。
被用者の配偶者妻又は夫であって主として被用者の収入により生計を維持する人	国民年金【第3号被保険者】	保険料負担は要しない。配偶者の加入している年金制度がまとめて負担します。

平成20年10月より、0.354%上がります。

公的年金は、どんなに長生きをしても終身にわたり支給されます。また、納めた保険料の全額は社会保険料控除の対象となっています。

このように公的年金には様々な利点があります。将来のためにも保険料を納めていきましょう。

問い合わせ先

住民生活課 住民係 ☎73 - 1415  
鳥取県社会保険事務所 ☎27 - 8311